

第3回特定複合観光施設(IR)に関する有識者懇談会 議事録

日時：平成30年10月17日（水）9:30～12:00

会場：北海道第二水産ビル 3S会議室

1 開会

■本間観光振興監

おはようございます。それでは定刻となりましたので、ただいまから第3回特定複合観光施設（IR）に関する有識者懇談会を開催させていただきます。皆様におかれましては、ご多忙の中、本懇談会にご出席いただきまして、心から感謝申し上げます。

初めに、本日の進行の流れを説明させていただきます。まず、本日の懇談会では、前회のご議論の振り返りの後、議題の1つ目として、前回のテーマでございます「優先すべき候補地」につきまして、前回行った3地域からの説明や質疑などを踏まえまして、事務局にて考え方を整理いたしましたので、資料説明の後改めてご意見を伺えればと思います。次に議題の2つ目でございます「社会的影響対策の方向性」につきましてご議論していただくこととしております。進め方といたしましては、まず事務局から社会的影響対策に関する今後の道の取組の方向性のイメージなどにつきまして説明させていただきたいと思っております。その後、依存対策の専門家でいらっしゃいます稲村先生と西村先生に依存症対策に関する考え方などにつきましてご説明をいただいた後、質疑を行いたいと思っております。そして、これまでの説明を踏まえまして、北海道がIRを誘致する場合には取り組むべき社会的影響対策の方向性につきまして、ご議論いただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日はJATA北海道支部長の落合様と、東洋大学の矢ヶ崎様は所用のため欠席となっております。これより先の進行につきましては、小磯座長にお願いいたします。

2 議事

(1)第3回テーマに関する方向性の確認(「優先すべき方向性について」のまとめ)

■小磯 修二 座長

皆さん、おはようございます。有識者懇談会も3回目になりました。今日は議題が大きく2つございます。一つは前回8月30日に候補地として3つの自治体の方からヒアリングを行いました。それを踏まえて道から第2回のテーマについての方向性の確認ということで、優先すべき候補地についての考え方のたたき台を今日お示しいただきまして、それに沿って皆様方のご意見をあらためて伺いしたいと思っております。2点目は本日のメインテーマでございますけれども、社会的影響対策の方向性について、これについては本懇談会の構成員でございます稲村構成員と西村構成員からもお話をいただくということ

で、よろしくお願ひしたいと思ひます。終了時間は11時45分ということで進めてまいります。議事進行のご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは最初の議事でございます、第2回のテーマに関する方向性の確認について、事務局の方からご説明をお願ひいたします。

■ 榎誘客担当局長

道庁観光局の榎でございます。よろしくお願ひいたします。

それではお手元の資料1をご覧ください。優先すべき候補地についてのたたき台ということで、前回のご議論で誘致を表明しております釧路、苫小牧、留寿都の3地域の自治体の皆様をお招きしまして、プレゼンテーションとこちらからのヒアリングをさせていただいたところでございます。それを踏まえまして、今回3地域の取組状況、考え方などについて、あらためて整理をいたしましたので、今日説明させていただきます。

まずは1ページをご覧ください。優先すべき候補地検討の着眼点ということで、これは前回説明いたしましたところでございますが、我々道として候補地の絞り込みを行う際の着眼点といたしましては、まず、国の法律に基づく日本型IRに求められる要件を満たすこと、その上でIR事業者の関心度がどの程度高いのか。また3番目といたしまして、北海道に相応しいIRの実現可能性、そういったものを総合的に勘案する必要があるんじゃないかということでございまして、この3つの着眼点から3地域の状況について比較をさせていただきます。

2ページ目をご覧ください。1つ目の日本型IRに求められる要件でございます。左側に整理をしておりますが、国のIR整備法に基づく日本型IRということで、まず施設の定義及び基準の中で、「我が国を代表することとなる規模」、特に国際会議場、あるいは展示場については、これまでにない規模を求めるという内容となっております。2番目といたしまして、区域整備計画の認定基準といたしまして、交通の利便性、特に国内外の主要都市との利便性が大きな判断材料になるということ、また、IRそのものの経済効果という部分も審査の判断基準となるということになっております。3番目といたしまして、IR区域の土地利用ということで、今後のプロセスの中で、事業者の公平な参加が担保されるようなオープンアクセス性をもった土地利用が必要ということで、大きくこの3点が今後の判断として重きを置かれるということでございます。

これらについて、3地域の状況について比較したものでございますが、まず、我が国を代表することとなる規模に関しましては、苫小牧市の計画の中で、かなり大規模な展示場や会議場を整備可能ということでございます。また、交通の利便性につきましては、色々な交通媒体がございしますが、やはり国内外の主要都市との利便性という観点から、国際空港である新千歳空港とのアクセスという部分を考えますと、アクセス面では苫小牧市が最も有利であるのかなということでございます。また、経済効果に関しましても、道におい

で行った需要予測調査においては、苫小牧市が最も大きな数字ということでございます。土地利用の面に関しましては、それぞれ民間所有、財団所有ということで現在のところアクセスに制限があるんですが、苫小牧市においては、市が土地の譲渡を受ける方向で検討を進めており、具体的な内容も検討され、合意される方向であるということでございます。

続きまして3ページでございます。IR事業者の関心度についての整理でございますが、まず道が昨年度実施しましたRFC（事業者への提案募集）の結果、前回もお示したところでございますが、3地域について募集を行ったところ、苫小牧市に対して8社、留寿都村に対して1社という状況でございます。また、それぞれ独自で各3自治体の皆様が事業者との対話等を行っております。これについては前回のヒアリングでもご議論いただいたところですが、その中でも苫小牧市が最も多くの事業者から提案を受けている状況で、ここには書いていませんが、補足といたしましては、苫小牧市において、海外のIR事業者2社が既に事務所を構えているという状況もございます。また、地元の反応につきましては、それぞれ住民等との対話を行っているということでございます。苫小牧市においては、現在も住民との対話集会等を積極的に開催されているということでございます。こうした事業者の関心、あるいは住民説明の面でも苫小牧市がかなり関心度が高いというような評価ができるのではないかとということでございます。

続きまして、北海道に相応しいIRの機能・施設についてでございます。これも前回、私ども道の方でIRの基本コンセプトのたたき台をお示しいたしたところでございますが、その概要を表の左側に掲載しております。私どものコンセプト自体はまだたたき台ということで、固まったものではありませんので、それと比較して類似性、親和性があるかということも今後課題として整理をしていかなければいけないと思いますが、現時点でどういった形でそれぞれの自治体がIRの機能・施設を検討しているかということ整理しております。これにつきましては、北海道の強みや特性を活かしつつ、国の求める要件にどうやって落とし込んでいくかということで、それぞれの地域でご苦労されているところかと思しますので、ここについてはなかなかまだ3地域の優劣の判断が付きにくい状況かということでございます。

それらをまとめたのが最後の5ページでございます。要件につきましては、先ほど申しましたとおり、国の要件への適合性という点であれば、苫小牧市がかなり客観的な状況においても優勢であるということ、また、関心度についても苫小牧市への事業者への関心が高いといった状況があります。3番の北海道に相応しいIRの機能・施設につきましては、私どものこれからのコンセプトづくりにも関係がありますが、これからさらに3地域の皆様と私ども道の方でも調整、あるいは検討を進めていくということでございます。

最後に、地域間の連携と記載させていただいていますが、前回のヒアリングにおきましても、釧路市と苫小牧市が連携協定を結んでいるというお話もございました。これについて、3自治体共通の認識として、どこかに候補地が確定した場合は連携を行っていくと。

留寿都村さんも今現在具体的な部分はないということですが、今後候補地の絞り込みを行うとすれば、地域間連携が必要になってくるというお話もいただいたところでございます。今後、優先すべき候補地を絞り込む検討に向けては、こうした地域間連携の視点も議論していく必要があるということでございます。

私からの説明は以上でございます。また、我々のたたき台として候補地を特定するには至っていませんが、構成員の皆様方のお考えやご意見を聞かせていただいた上で、さらに検討、絞り込みを行っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

■小磯 修二 座長

ありがとうございました。前回、8月30日の懇談会の結果を受けて、北海道としての現在の考え方ということで、たたき台をお示しいただきました。前回はそれぞれの3地域の皆様も出席されていましたが、改めて道のたたき台をご覧になって、皆さん方の優先すべき候補地についてのお考えをお聞きしたいというふうに思います。石井構成員からお願いいたします。

■石井 至 氏

榎局長のお話を聞くと、絞り込んでいないと仰るんですけども、各基準で○×△をつけると自ずと決まってしまうような気もするなと思っていました。特に、土地の部分のオープンアクセス、誰かの私有地を使うというのではなく、誰でもここでやることのできる、応募する時になったら応募できるというような公平性を考えると、現時点で準備できているのは苫小牧市しかないんですね。苫小牧市は所有者の方が市に土地を寄付して、市は決まった業者に貸すというふうに言っておられましたので。留寿都はまだ個人の方がお持ちなんですかね、という状態なので、その辺りの整理も、もし留寿都が本気で進めるのであれば、もう時間もありませんので、来年の夏には国の方で制度が発表になって、「よーいドン」ということになりますので、全国の他の地域はもう具体的に大阪だったら夢洲、横浜だったら山下埠頭とか、候補地を決めている段階じゃないんですよ。そう考えると北海道はすごく遅れていますので、早急に決めて準備をしないと全国的な競争に勝ち残れないんじゃないかと心配しています。以上です。

■小磯 修二 座長

ありがとうございました。河本構成員、お願いします。

■河本 光弘 氏

今ご説明いただいて、大体「そうなのかな」というふうに感想を持たせていただきました。それと、北海道の現状と課題から言いますと、道央地域に観光や経済的面で集中がみられていますので、今回のIRを通じて北海道全域に経済効果や、観光を含めて色々な意

味での効果が波及する可能性を考えますと、やはり苫小牧市がふさわしいのかなと思います。また、前回の懇談会の後、苫小牧市近接の胆振東部地域で地震がありました。そこで復興の面を考えても、IRでどこまで復興を助けることができるのかはわかりませんが、もしIRが立地して、これらの地域の産業を含めて経済の側面から復興に寄与できるのであれば、それも一つの方法なのかなというふうに思っておりました。以上です。

■小磯 修二 座長

ありがとうございました。小林構成員、お願いします。

■小林 良輔 氏

こちら、コンパクトにかつ非常に中身を充実してまとめていただきまして、ありがとうございます。私が先だって申し上げたような、交通の利便性ですとか、そうした部分を盛り込んでいただいておりますので、基本的にはこのとおりでよろしいかと思うんですが、1ページ目のところにありますとおり、日本型IRに求められる要件とか、事業者の関心度その他、それと3番目の北海道にふさわしいIRの機能・施設というところですね、ここが一番大切なのかなというふうに考えております。ある意味1番は客観的な要素で、2番も事業者の関心度ですから外部的な要因で、まさにこの3番目が、北海道としてIRに何を求めているのか、どんな効果を求めているのかが肝だと思っておりますので、ここが重要なのかなと感じております。それと、河本先生からもお話がありましたとおり、IRを実現していくということであれば、震災から北海道が復旧・復興していく、さらに震災前プラスアルファの元気をつけていくということで考えると、このIRというのは非常に有効なのではないかというふうに感じております。

今日のテーマになっております弊害の方についても、十分に検討した上で、そうした側面も加味しながら考えていきたいと考えております。以上でございます。

■小磯 修二 座長

ありがとうございました。町野構成員、お願いいたします。

■町野 和夫 氏

私も競争力という意味でいくと、3地域の中で苫小牧が一番強いというのは、まとめていただいたとおりかなと思います。今後のお願いという感じになるのかもしれませんが、需要予測を見ると、IRの訪問者数ですとか、ゲーミング参加者数ですとか、大体シンガポールの実績をベースに予測されていて、日本の他の地域、例えば大阪なども同じようなものを使っています。比較のためには相対的には同じような前提で試算するしかないの、それは仕方ないと思うんですが、北海道でも過去の需要予測などで保守的なシナリオも試算されているように、今後費用や収入などについて検討するために、上手くいかない

場合のことも少し想定し、あるいはもう少し色々な前提をきちんと詰めて、予測に幅を持たせた方が良いと思いました。

■小磯 修二 座長

ありがとうございます。稲村構成員、何かコメントはございますか。

■稲村 厚 氏

特に候補地についての意見はございませんが、地域間連携の話が一番魅力的だったので、是非北海道ならではの、名前だけの連携ではなく、実質的な地域連携を、IRをやる、やらないは別としても進めていただければと思いました。同時に、外国人向けの案内がやはり不足しているのではないかと、私は東京からこちらに来てみても、その部分は非常に気になっています。観光地もそうですし、交通の要所のところの外国人向けのアナウンスなど、そういうものはどんどん整備を進めていただきたいという感想を持っております。以上です。

■小磯 修二 座長

ありがとうございます。西村構成員、よろしくお願いします。

■西村 直之 氏

私は依存対策の者なので、どこが良いかということは意見を述べる立場ではありません。ただ、むしろ依存対策においては、どこかに場所が決まった後、そのエリア全体にどのような影響が出るかという、もっと広域の視点で見なければいけないということがありますので、その点で、この都市だけがどうかということではなく、その都市と北海道全体の政策がどのようにリンクできるかということがとても重要になるというふうに思っています。

もう1点は、これは他の自治体のモデルで気になっているのですが、こういう一つの自治体の中にIRができると、大体2,000人~3,000人の雇用が発生するということは、場合によっては街の大半が移住によって変化すると。それだけの規模を支える医療機関、福祉財源等が実はかなりのインフラの部分で出てきます。特に医師の確保、医療スタッフの確保というのは、施設ができればそれだけ健康支援ということに関しては様々なインフラが必要になってきます。これを一つの大きな発展と考えるのか、支出と考えるのかということでも変わってくると思いますが、そうした点の社会的コストというのはかなりの金額に上ります。実際に、これが今日本中で問題になっています。これが色々な収益がこのくらい出ますという、例えばシンガポールのモデルがありますが、医療や福祉の支出、費用は国によって全く違うわけで、現在日本で自治体において、このように住民構造が変化したときに、どのような社会インフラが必要なのか、その支出に対して自治体がどのように

考えているのかという部分もないと、なかなかリアリティに欠ける数字になるのではないかと印象を持っております。

■小磯 修二 座長

ありがとうございました。各構成員からご意見をお伺いしました。付け加えてご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

全体のご意見をお聞きしまして、前は8月30日でしたので、その後には大地震があり、それで地域としては苫小牧市に近い被災地の復興という、新しい動きを踏まえて、直接IRだということではないんですけども、それに寄与するような視点が、皆様の方から出てきたというところ。それから、さらに分析を深めるといいますか、特に効果の面ですね。私自身も同様に感じているんですけども、前提がなかなか立てづらいということもあると思いますが、ある意味でこういう議論というのは色々なシミュレーション、仮説のもとで定量的な効果の予測というの、候補地として希望しておられる自治体もあると思いますが、北海道としても取り組んでいくということが必要かなと感じました。

それからもう1点、一番最後の部分になりますが、優先すべき候補地のまとめのところでは地域間の連携についての項目があります。全体のご意見の中で、釧路市が苫小牧市との間で広域観光連携の実現に向けた動きをされているということで、この背景にあるのは、やはり候補地を希望されている自治体が、1カ所に候補地を絞り込んでいくということが必要であるという認識を持って、北海道においてそのための動きを進めていくための地域の場としての自主的な動きと。だから、仮に1カ所でIRができた場合、それを周辺地域に一定の効果をもたらしていくという意味合いとともに、現時点における戦略的な意味合いもあるというところを、今後北海道として検討していく場合、認識して進めていく必要があるのではないかなということを感じました。そのようなところで、今後北海道の方で候補地については検討を進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、議事の1については以上でございます。

(2)社会的影響対策の方向性について

■小磯 修二 座長

これ以降、議事の2番目の「社会的影響対策の方向性について」、今日のメインの議題でございますが、これについては最初に事務局から説明をお願いしたいと思います。

■榎誘客担当局長

それでは引き続き、ご説明をさせていただきます。まず、お手元の参考資料1、参考資料2、これはそれぞれIR整備法に基づくカジノ規制、それから北海道の現在のギャンブル等依存症に対する現状ですとか取組状況をまとめたものでございます。これらは事前に構成員の皆様にも配付させていただいておりますので、かいつまんで説明した後、資料2

に基づき、社会的影響対策の方向性についてご説明させていただきます。

まず参考資料1は、IRにおけるカジノ規制等の状況でございます。皆さんご承知のとおりかと思いますが、本年成立いたしましたIR整備法、250条以上に及ぶ大法律でございまして、その中の大半がカジノ規制に関する事項ということで、1ページ目に全体像を記載しておりますが、免許等による参入規制、カジノ施設・機器等の規制、活動そのものに対する規制、弊害防止対策、こうしたものを網羅しておりまして、それを今後設置されるカジノ管理委員会が厳格な管理・監督をするという枠組になってございます。

続きまして、2ページ目以降でございますが、2ページ目から11ページ目までは、先ほど申し上げました弊害防止対策の中の依存防止対策、これがどういう枠組で進められているかというところで整理をしております。国においては多段階的な取組という部分に重きを置いておりまして、機会の限定、誘客時の規制、厳格な入場規制、カジノ施設内の規制、最後に相談・治療につなげる取組と、これらそれぞれの段階において厳格な規制をおいているということでございます。3ページ目以降に、それぞれの段階に応じた内容を整理させていただいております。赤で囲んでいるものが今回のIR整備法に基づく規制、その横に掲げておりますのが、既存のギャンブル等において、どのような対応する規制が敷かれているかということ整理させていただいております。それぞれ同じような形で整理をしております。下段には、他国で同様の規制がどのように整備されているか、特に日本のIR整備法についてはシンガポールと米国のネバダ州の規制を参考にして、それと同等またはそれ以上の規制をおいたという説明がされておりますので、私どももそうした観点から整理をさせていただいております。詳細については、事前にお読みになっているということで、説明は省略させていただきますが、やはり整理させていただいておりますとおり、既存のギャンブル等に比べても、IRに対するカジノ規制はかなり厳格で、国が言う「世界最高水準」ということでございますけれども、厳しい規制が置かれているという状況がわかるかと思えます。

続きまして、12ページをご覧ください。青少年の健全育成、マネー・ローンダリング対策等ということで、依存症対策と相通ずる部分がございます。未成年のアクセスをいかに制限するかということ、また、IR整備法とともに同時に審議されましたギャンブル等依存症対策基本法の中でも、学校教育等をしっかり行うことを義務づけており、この両面から青少年の健全育成にも取り組んでいくということでございます。13ページ目以降は参考といたしまして、道内の現在のギャンブル等の現状、道営競馬及びばんえい競馬の売上状況ですとか、函館競輪、15ページはパチンコ・パチスロ等遊技の状況、16ページには国全体のギャンブル等依存症の状況ということで、ここも既に公表されているものを掲載しております。17ページは先ほど申し上げましたシンガポール、ネバダ州、各地で行われているカジノの規制、あるいはギャンブル全般を対象とした対策の傾向をまとめております。最後になりますが、シンガポールにおいてギャンブル依存の問題がどういう傾向にあるかということを掲載してございます。2010年に2カ所でIRを開業し、その後ギャンブル

ル依存の率が減少している。これは国の政策としてギャンブル依存対策を重点的に行っている成果が現れているということで、私どもも I R を誘致する場合には、カジノ規制と既存のギャンブル依存全般の対策を行うことで、こうした定量的な数値にも現れるような対策をする必要があるということでございます。

続きまして、参考資料 2 でございます。北海道の現状でございますが、まず 1 ページ目に、現在の主な支援機関について整理させていただいております。北海道庁の施設では、精神保健福祉センターが相談支援機関として 1 カ所、また、全道各地に保健所がございまして、相談対応をしているということでございます。2 ページ目以降に、相談件数の内訳等について全国と対比しておりますが、北海道におきましては、ギャンブル依存に関する相談が全国に比して多いという状況が見て取れます。4 ページ目でございますが、支援機関の数の全国比較でございます。北海道は面積が広いので、7 カ所となっております。全国でも 5 カ所以上あるのがこの 4 つの都県でございまして、そういう意味では箇所数は多いということでございますが、面積の広さと、表を見ていただくとおり、2 カ所以外は全て札幌市にあるということで、地域偏在も一つの課題でございます。

7 ページ以降に、先ほど申し上げました道の支援機関におきますギャンブル依存等の状況でございます。道内 1 カ所の精神保健福祉センターにおける相談支援については、ギャンブル依存に対する相談が全相談件数の半数を占めております。裏を返しますと、アルコールですとか薬物については医療機関等の相談機関もあるということですが、ギャンブル依存に関する相談をする施設が少ないということで、そうした状況になっているのではないかと推測されます。また、保健所におきましては、全体の 1 割～2 割がギャンブル依存に関する相談になっております。

続きまして 10 ページでは、ギャンブル等の種類別の相談件数の割合ということで、圧倒的にパチンコ・パチスロに関する相談が多い状況です。また、11 ページを見ますと、本人以上に家族からの相談が多く、本人はもちろんですが、家族にとっても大きな問題だということでございます。次の 12 ページは、年代と男女比についてでございます。相談者の多くは 30～40 歳代と、自分の収入で生計を立てる、働き盛りの男性の方に依存問題の相談件数が多いということでございます。

以上、現状等を概観していただいた上で、今後の社会的影響対策の方向性ということで、資料 2 としてまとめております。まず 1 ページでございますが、カジノ規制については、先ほど申し上げましたとおり、国が今回 I R 整備法で「世界最高水準」の規制を整備したということでございます。私どもが検討したところでございますが、その規制を上乗せしたり、横出ししたりするというのは、「世界最高水準」をさらに上乗せするというような状況になり、論理的にも難しいので、やるべきことは、国の設けた規制を、いかに実効性を高めていくかということになるかと思っております。それを赤枠で囲っておりますが、まだまだ方向性は収斂しておりませんが、それぞれの段階的な取組を事業者と行政でどういった形で実効性を高めていくかということが、これからの課題であるということ

でございます。

例えば、厳格な入場規制でございますと、国の規制をしっかり担保するためには、生体認証技術ですとか、あるいはその他の先端技術などを事業者とともに設けて、きめ細かな対策を講じる、一人ひとりの対応をしっかり行っていくようなことが大切なのかなと思います。やはり、依存の症状が悪化する以前にこうしたきめ細かな対策の中でギャンブル依存の重症化を避けていく、未然に防いでいくということが今後、カジノ規制を行う上では非常に大切なことであろうというふうに思っております。ここについてはこれから、誘致を行うという前提に立った場合ですが、IR事業者との対話を踏まえて道が実施方針をつくるというプロセスもございますので、その中でより具体的な依存症対策を私どもで設けていくということになろうかと思っております。

2ページ目、3ページ目は先ほど申し上げましたとおり、段階的な規制の実効性を高める方向性でございます。機会の限定で言うと、IR施設内のカジノエリアの動線を他の施設と分けて、カジノに関心のない人が施設に立ち寄りにくくするというようなことも必要かなということもございます。誘客時の規制といたしましては、周知・PRは当然公的立場からしっかりやっていくということもございます。入場規制、カジノ内の規制については、どちらかという事業者が中心になってやるべきことだと思いますが、そうしたものも先端技術を活用することできめ細かい対策が可能になるのかなと思っております。

参考ですが、4ページ目に、これまでIR事業者からRFC（事業者からの提案）を受けた際に、こうした対策をやりたいという提案がございましたので、いくつか内容を記載しております。こうしたものも今後、私どもが検討していく上での参考にしていきたいと思っております。

最後に、5ページ目でございますが、ギャンブル等全般の対策をこれからどうやっていくかということもございます。先ほど申し上げましたとおり、ギャンブル等全般に関して、北海道の相談支援は全国に比べると、施設的には充実していると取れますが、やはり地域性、あるいは様々な面からまだまだ相談事業の充実が必要になるのではないかとということで、そうした部分も検討の中で、より深めていきたいというふうに思っています。このギャンブル依存全般に対する対策は、ギャンブル等依存症対策基本法に基づく国の計画に基づき、道の保健福祉部の方で計画等の策定も今後検討していくということですので、そうした中で本格的な検討は進めることとなりますが、この懇談会の間でもその参考になるようなご指摘をいただければと考えております。私からの説明は以上ですが、今回稲村先生、西村先生からのお話をお聞きして、構成員の皆様からのご意見を頂いた上で、今後の方向性についてさらに取りまとめてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

■小磯 修二 座長

ご説明ありがとうございました。今後の進行としては、この後稲村構成員、西村構成員

の両専門家のお話をお聞きした上で、皆様方からご意見をお伺いするという形で進めていきたいと思いますが、今の榎局長からの説明の中の資料の中身について、ここはどうなんだろうというようなご質問があればお伺いしますがいかがでしょうか。よろしいですか。それではまず稲村構成員からお話をお願いします。

■稲村 厚 氏

ではよろしく申し上げます。私は2000年からNPO法人ワンデーポートというところに関わっておりまして、今理事長という立場ですが、このワンデーポートというのは、日本で初めてギャンブル依存の問題を持っている方の回復施設といわれている有寮の施設でスタートしており、今いくつか施設はできていますので、言ってみれば施設の老舗みたいなところなんです。そういう経験と、私は司法書士という法律専門職にあって、このワンデーポートとの関わりがあるものですから、ギャンブル依存とか買い物依存を抱えた方々の債務整理等に関わることが多く、大体毎年年間50件くらいの案件をやっているという経験がございます。

なおかつ、先ほどの道の説明の中にもありました、東京・神奈川ではない自治体の精神保健福祉センターでの相談を3年前から担当しておりまして、その現場で今どうなっているのか、どういう見え方がしているかということを中心にお話をさせていただいて、今後の道の行政の方に活かしていただきたいなというふうに考えております。どちらかという各論的な、現場で実際にどういうことが起こっているのかという話をさせていただくということになります。

道の方で整理いただいたこの対策ですが、カジノに関する対策と既存のギャンブル依存に対する対策という2つの分け方がされていまして、それに則ってお話をさせていただきますけれども、カジノに関する対策については、この後の西村構成員が大変お詳しいので、私は主に既存ギャンブルの対策というようなこととお話させていただきたいと考えております。

私が申し上げたいのは、問題の段階におけるきめ細かい対策とは、先ほどのカジノの段階とは違う、依存問題の段階に応じたきめ細かい対策という捉え方です。私たちは依存問題を生活の問題、生活の不適応として捉える考え方をとっています。なぜならば、ギャンブル依存によって起こる現象というのは、生活の問題だからです。体に害があるとか、そういうことではないという特徴を持っています。ヘルプラインの創設ですとか、これはリカバリーサポート・ネットワークという既存のヘルプライン、これも西村構成員が代表を務めているところでやっているの、この辺も私の方が詳しくお話をする必要はないのかなと思ってはおります。しかし既存のヘルプラインの調査とか連携可能性というのは、ぜひ検討していただきたいと思っております。

今回のIRの関係でいいますと、この広報啓発活動で申し上げておきたいのは、カジノをいたずらにタブー視しないということが極めて重要だと思います。現在でも実はパチン

コをはじめ、ギャンブルに関しては、一般家庭の中にいわゆるタブー視があるんですよ。そうしますと、事実が隠されるという現象が起こって、結局それが問題を深刻化するということになります。非常に難しいんですけども、カジノ規制の話とカジノをタブー視しないということをどう両立できるのかというのが、かなりポイントではないかなというように思っております。最初の段階で「カジノ行ってこういう問題が起こったんだ」ということを正直に話すことができれば、そういう場があれば、問題が深刻化しないということになると思います。

それから、広報啓発活動で大事なのが、単にギャンブルをしないという啓発ではなく、余暇の充実という代わりになるものを設定してあげないと、特に私が日頃対応している方々は、例えばパチンコで余暇を過ごしている方が、パチンコに行けなくなるとどう時間をつぶしたらいいのか、空白期間になってしまうんですね。その問題があります。ですから、その余暇の充実の啓発とインフラ整備という視点を持たなければいけないと思っています。

それから教育に関しても、お金を使わない、節約をするんだという観点ではなくて、それでは経済も回っていかず、実際生活もできませんので、上手なお金の使い方、また上手な時間の使い方という啓発の方法が必要であろうというふうに思います。

ギャンブル依存という捉え方がいいのか、それとも生活の困りごとという捉え方がいいのか、という問題があります。あまりにもギャンブル依存を特別視することによって、それさえ治ればいいのかと考え方によって、そこで起こっている生活の問題に手が入らないと、いわゆる安定した生活ができなくなり、お金欲しさにまたギャンブルに戻ってしまうという悪循環があるので、気軽に相談できる地域の整備ということで、これは果たしてギャンブル依存という窓口がいいのか、生活の困りごとの一部としてギャンブル依存があったほうがいいのかについても、検討いただきたいなと思っております。

広報についてもあらゆるメディアを通じて徹底的に行うこと、これは当然のことだと思います。

ここからが現状のお話ですね。私の経験に基づいたお話をさせていただくということになっていきます。

今日最もお話ししたいところは、この行政相談からの支援事例分です。3年間にわたる、ある県での相談事例ですが、相談のみでの解決というのがある一定程度ございます。私の感覚ですけれども、パーセンテージからいうと、5分の1から4分の1の相談に関しては、相談のみで解決です。ギャンブルの代わりにどういう時間の使い方ができるかみたいな話をしていくということで、ひとつは非常にうまくいった例でいいますと、婚活をしましょうというお話です。独身の男性だったので、色々聞いてみると、ひとりで生活するのは寂しいということで、婚活を真剣にやってみるかという話をして、次の2か月後の相談でまたみえたときには、婚活の話をしていただいて、その間はもう一切ギャンブルをしていないんですよ。ですから、何か一つ打ち込める人生の生き甲斐になるようなものの

提示と、相手役になることによって解決をしていくというパターンです。

それから、夫婦間の問題が起きている場合、これは結構多いんですけども、ギャンブルが隠されて問題がどんどん深刻化していく中で、夫婦間の会話がもう成り立っていないということがございます。その時に、一方の配偶者の側である程度理解がある場合には、どういう会話をしていくと夫婦間の共生ができるのかというアドバイスをしながら、両方別々にお話を聞いて、最終的にはお二人で話を聞いていくということで、2回くらいのご相談で夫婦間の円滑なコミュニケーションが復活をして、それで解決したという事例がございます。これが、相談から夫婦間調整における解決というところですね。

3番目に、相談だけではなく、継続相談をして、家族調整・就労支援・債務整理を経て、在宅支援で解決をしたという、地域のネットワークを活用した方法です。

これはお話を聞いてみると、現状からいうと競馬でもって借金を作るので、700万円くらいの借金があって、それを家族がすぐ尻拭いをして解決してしまったと。その後すぐに自宅のマンションを担保に700万円の借金をして、競馬に注ぎ込んでしまったという事例で、現象から見ると重症にみえるんですけど、なぜそれが起こっているのかということを知ると、実は仕事場でハラスメントを受けていた、虐めにあったことがわかりました。この方は調理師の方で、非常に長く同じ会社に勤めていたんですが、常時そういうことが行われていたということがわかりました。ハラスメントの解決を一緒にやっていて、会社も理解をしていただいて、彼は職場に残れて、ハラスメント側が異動になったという形での問題整理。それから家庭でも非常に良くなって、奥さんの方もちょっとキャパシティの狭い方で、なかなか受け入れることができないというやり取りだったので、とりあえず別居しましょうというような提案をさせていただいて、別居生活、最終的に離婚になったんですけども、そういう調整をしていくことで生活は安定して、それだけで彼自身はもうギャンブルをすることはなくなりました。代わりに彼は一人カラオケが非常に好きで、一人カラオケを盛んに今やっています。毎月今私と面談しているという状態です。債務整理は自宅を売却してそれで全て解決できましたので、それで終わりということですね。在宅支援で相変わらず毎月とにかくうちに来て私と話をしているということで、就労支援というのはハラスメントの問題、家族調整、これらは地域のネットワークを活用させていただきました。

それから最後にこれは大体4分の1くらいずつの割合です。最後の施設利用において解決と書いてある件は、家族間調整が利かない場合があります。どうしても家族が過去の本人への尻拭いですとか、その恨みが消えないという場合、家族と離さないと生活が安定しない、精神が安定しないので、施設を利用して一定期間施設で安定をして、自立をしていく。家族の中には戻さないという方法で解決していくという事例がございます。

これだけ見ても、要は1つの現象、同じような現象に見えるけれども、実際に起こっていることというのは、それぞれ違うというのがあります。この理解が極めて重要だと考えています。

ギャンブル依存の問題の段階って何なんだろうと考えた場合に、基本的には経済面を中心とする生活面の問題なんです。アルコールや薬物のように体が悪くなるわけではないというのが一般的です。経済面というのは実は相対的な問題です。ある人は借金が700万円あって非常に困る、ある人は80万、20万でも生活が成り立たないというものなので、いくら借金をしたから重症だ、という問題ではありません。ということは個別的なアセスメントが必要になります。このアセスメント能力が実は極めて重要になってくると思います。

現状をみると、各ギャンブル依存に関しての相談窓口では、このアセスメントが足りないというふうに私は感じています。何をアセスメントするかというと、先ほどの相談事例からみても、本人と生計を共にする家族の家計と生活状況への配慮ですね。これはせめてアセスメントしておかないと実際にギャンブルの依存でもって何が起きているのかわからない。一律的な対応をしますと、かえって結局本人と家族の関係を悪化させる、家族離散の結果を招くと。これは例えば、「あなたはギャンブル依存なんだから、医療機関に行きなさい、自助グループに行きなさい」ということだけでは、ギャンブルをした人だけが悪くて、他は何も変えなくていいんだということになってしまうので、環境整備が行われないんですね。ですから、それはやってもいいんですけども、同時に環境整備というものの観点を持たないと問題は解決しません。

私の経験から今このような考えを持っているという、私の基本的な考え方ですが、ギャンブルがやめられないという方は、自己肯定感の喪失というところに問題があります。ここは重視する必要があります。やめられないというのは、それぞれの外部的要因があります。これも大事です。重要なのは、やめたい気持ちがあるかないかです。止めたい気持ちがないという場合は、別の方法が必要になってきますが、やめたい気持ちがある場合、自分の方から相談に来るという場合は、外部的要因を取り除くことで問題はほぼ沈静化することです。必要以上に本人を責めたりすると、自己肯定感の喪失という方につながってしまうので、相変わらずお金を手に入れることで、自己肯定感を誇示する傾向になってしまうということになります。

この外部的要因は先ほどご説明したように、同居の家族の中にあつたり、職場にあつたり、まれに支援者に対してストレスを感じてしまうという場合があります。それから、ギャンブルそのものを問題とするより、環境要因を改善する手法が、本人が受け入れやすいですね。外側のこういうストレスだよねと、という言い方だと本人が非常に受け入れて取りくみやすいという、動機付けにも非常に役に立つので、この辺の考え方が、窓口に足りないなど考えております。ギャンブル現象にとらわれず、その人の背景に目を向けることが大事であるということになります。ということで、行政への期待ですけれども、相談機関においてアセスメント機能を高めていただきたいと思います。

それから、支援においてコーディネーターが必要です。中心的にその人の背景を問題にすると、ひとつの場所で解決が図れない。地域連携が必要なので、そのコーディネーター

機能をどうしていくか、ということが重要になってくると思います。

最後に書いてありますけれども、生活地域における支援体制、地域ネットワークの充実が実は必要になってきて、そこにこの問題を加味させる。全体的な福祉制度の中に、どう組み込むかという問題になろうかと思います。

特徴的なのが、この金銭の預かり管理サービスというのが必要です。これがないんですね、制度的に。金銭の預かり管理で、施設を使うと施設が金銭管理をするので、例えば一日いくらとかですね、渡していきながら、訓練をしていくことができるんですが、これがなかなかないという現状があってそこをどうするか。このサービスをひとつ加えるだけでも、ずいぶん違います。これを家族間でやりますと、お金を預かっている人が本人の恨みを買って、また家族間の関係が悪化して、ますますギャンブルにのめり込んでしまうという結果を招くことになります。

最後ですが、10年後を見据えた対策として、教育については、先ほども申し上げたとおり、健康的なお金の使い方、健康的な余暇の使い方。同時に、文化についてということ、ちょっと言い過ぎかも知れませんが、ギャンブルにはまり込んでしまうところには、文化の貧弱化というか、ギャンブルしかないという問題があると思います。地域文化を育てることは極めて重要です。例えば、カジノができたとして、そこがギャンブル地区なんだという話ではなくて、地域文化が非常に高い、そのような地域にしないと非常にまずいというように思います。自然、芸術、スポーツ、教養、北海道には非常にそこら辺のところは期待していますので、ぜひその辺の考えを取り入れていただきたいなと思います。

最後はちょっと参考文献を挙げておきましたけれども、このような文献も参考になるというところです。以上で私の方から話を終わりたいと思います。

■小磯 修二 座長

はい、どうもありがとうございました。この後西村構成員からのお話もお聞きした上で全体の意見交換の場はあるんですが、とりあえず今、稲村構成員の方からご説明いただいた内容についてのご質問をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。事務局の方でもよろしいです。はい、町野構成員。

■町野 和夫 氏

地域ネットワークのイメージについてわからなかったので、もう少し説明いただきたいのですが。

■稲村 厚 氏

ありがとうございます。非常に難しいですね。地域ネットワークはそれぞれの地域で特徴があると思います。小磯先生の釧路の例について、前回も釧路市に質問したんですけ

れども、どのように地域のネットワークを作るかは、地域の素材が影響してくるので、例えばここで参考文献として挙げた「静岡方式」を取り入れている沼津市の事例が扱われているのですが、ここでの考え方というのは、無償ボランティアを500人くらい地域で募って、徐々にできてくるんですけど、その人たちに何が問題のある際に、例えば「こういう仕事を探しているんだけど、誰か心当たりがあるか」みたいなことをメールで投げかけると、「じゃあ私のところでみてみましょうか」みたいなのが即座に戻ってくるというようものが作り上げられているんですね。そういう方式ができる地域であれば、非常に良いんです。

釧路は小磯さんの方がお詳しいでしょうから、釧路独特の地域連携というものがなされて、ひとつの目標を持ちながら連携していくということで、生活課題をいかに地域で支え合うかみたいなものが、ごく自然にできるといいな、と考えています。今おそらくこれは全国的な課題であろうと思います。そのような答えでよろしいでしょうか。

■小磯 修二 座長

他に質問はありませんか。はい、それでは私の方から1点。稲村構成員がこれまで数多くのギャンブル依存症の方々と接してこられて、その中で色々と対策に向けての考えをお聞きしたんですけども、この懇談会というのは、IRの中のカジノ機能という、そのギャンブル性ということが論点なので、敢えてお聞きするんですけども、原因となるギャンブル依存、このギャンブルというのは、ギャンブルという射幸性の高いものすべてに依存しているのか、それとも特定のギャンブル、パチンコであるとか、公営ギャンブルの競馬であるとか、競輪であるとか、競艇であるとか、依存している対象というのは、ギャンブルなのか特定のギャンブル性を持ったものなのか、その辺りについてのご経験の中からのお考えをお聞きしたいと思います。

■稲村 厚 氏

大変ありがたいご質問で、非常に難しいですね。もちろんパチンコという台が、(カジノの)スロットマシンと競合するかもしれませんが、台の魅力に魅せられてというのがあると思うんですよ。私なんかはほとんどやっても面白くないので、嵌りませんけれども、面白いんだというのは前提としてはあると思います。しかしなぜそこに行かなければいけないのかというところは、現実逃避であったり、要するにお金を儲けたいという人なのか、それともその場所しか居場所がないのか、大きく二つに分かれると思うんです。居場所がない人に関しては、先ほどの環境整備で居場所を作ってあげるとそこに行かなくて済むんですね。いい加減痛い目にあっているんで、止めたいという気持ちができますので。問題は射幸性というか、どうしてもお金が必要だという場合ですね。その場合には多くの方は、パチンコだけではなく、今は一攫千金で競馬とかそういう方向に行きます。ある人の場合は、FXとか、お金がとにかく必要だと。どうしても必要なのかは、借金返済

のためなのか、それぞれの理由はあるんですけども、その場合にはお金が必要ないんだというふうにさせないと、そこが封じられないので、そのところをどう必要でなくするかという部分があります。だから、ある程度原因がはっきりしていれば、そこは手が入るんですけども、一部本当に中心的な依存という方は、全くわからないですね。もう二度とやりたくないということは言うんですけども、本当にそう思っているんでしょうけれども、しばらくするとどうしてもそれがないと、という方は一部いらっしゃいます。それはもうちょっと何がというのはよくわからないですね。本当に限られていますね。私もこの何年かいて、どうしてもという方は、3年に1人とか、お目にかかる方がいて、その方たちはしょうがないので、定期的に問題を起こしながら生きていくという選択で、その都度サポートしていくということで、何とか生き抜くということを選択せざるを得ないかなと考えています。

■小磯 修二 座長

はい、ありがとうございました。これをもってこのあとも引き続き議論してまいりたいと思います。それでは時間の関係から、次に西村構成員の方からお願いしたいと思いません。

■西村 直之 氏

それでは、ギャンブル等依存症対策について話をさせていただきます。

まず、前提として、現在ギャンブル等依存症対策基本法が国の方で制定されていますが、私は精神科の医者でもありまして、ここが非常に重要なところで、「ギャンブル等依存症」というのは政治用語または行政用語であって、医学用語ではないという前提でまず議論を進めていかなければならない。これは対策全体に関わる問題ですので、先ほど稲村構成員からもお話がありましたが、実は疾病モデルで対策をしていくことはあまり適切ではないという世界の流れがあります。さらに、対策というのは法律をよく読んでいただくと、実はこのようなことが書いてあるわけですが、「物やお金など価値あるものを賭ける行為、またはそのような行為を商業化したもの」というのが、トータルとしてギャンブルリングというふうと呼ばれておりまして、この範囲は実はかなりまだ曖昧なもので、対策はほぼカジノの話をしていますが、皆様が思っているカジノというものも刻々と形を変えていて、その中身のコンテンツは常に変動しているという大前提があります。つまり、「カジノ」というギャンブルが固定して存在しているわけではないので、その点では全体を包括して対策を考えていかなければならないと。そして、起きてしまっている既存のギャンブルリング問題、いわゆるプロブレム・ギャンブルリングという言い方をしますが、その対策と、これは既に起こっている人の害をどのように減らしていくか、また、どう小さくするかということと、社会全体のギャンブルリングが存在することで起こってくる問題をどう起きにくくするかということは、違う軸の話で、全体でどのようにバランスをとって

くかというのが非常に重要になっていくということです。

また、ギャンブル等という言葉がありますが、ざっと挙げただけでこのくらい色々あるわけですね。個人でお金を賭けたゴルフから、厳密にはギャンブルの中には入っていないのですが、証券、債券への投資なんかはほぼ丁半博打と同じで、これが最も金銭リスクが高いものです。実際にこれが医療機関に来たときに、ギャンブルの外来で来て最も厄介なのは、この証券や先物取引などと言われております。そうした中で、日本において、非法のカジノというのは既に存在しておりますが、合法のカジノというものが正式にできてきた時に、どういう位置づけで、どのような対策を他の既にあるものとバランスをとっていくかということが非常に重要になります。

先ほど、特定のものかどうか、特定の種類かどうかという話があって、一つは種類の考え方、一方で、種類でもってネットのギャンプリングというものに次々色々な形が入っていく上で、ネットギャンブラーといわれる人たちが、さらにゲームの中に埋め込まれたギャンプリングコンテンツ、ガチャとかルートボックスという新たなものに入っていく人たち、それから、今後広がる、世界ではかなりこれが大きくなっているんですが、いわゆるスポーツベッティングですね。競技で言えば公営競技はスポーツベッティングに入りますね。ただ海外ではスポーツの結果に対してオッズが設定されて賭けるという、これが世界では最も参加者が多い賭博の一つであると。こういうふうには、参加の仕方によって、そこに特定ののめり込み方をする人たちがいると。そういうふうには、直接参加することだけが問題ではなくて、間接参加の問題というのにも同時にやはり考えられないといけない。幅広い視点でギャンブル、これはギャンプリングという呼び方が良いと思いますが、考えていかなければいけないと。

そして、実際にこれを見ると、多様なんですね。合法のものもあれば違法のものもあります。今回はIRの中のカジノエリアに関しては、合法の中でどのように管理していくか、これは民営でいきたいと思います。ただし、一方で賭博性はあるという前提でいきますと。施設型であると。時間消費・金銭消費はIRという中でバランスをとりたいというような位置づけになりますが、これはそれぞれ、パチンコであれば合法で、民営で、ゲーム性から賭博性までかなり幅が広く、時間消費も金銭消費も幅が広い。ただし、パチンコの場合は絶対に施設型なんですね。で、先ほどの事務局の資料にもありましたが、今競馬の売上が復活しております。これがパチンコとは比べものにならないくらいの借金を持っている人たちがどんどん増えております。桁が違うんですね。これがなぜ起こっているかということ、合法で、公営で、賭博性で、金銭消費型で、オンライン型という型になっていると。つまり、それぞれのものがどの型にはまるかによって、対策の指向性が違うということで、それぞれに対策のパッケージを共有するものを少し別につくすることも考えていかなければならないと。ただ、残念なことに、監督・管理が国のレベルで統括されていないと。横串がないので、先ほど国の対策を待つ道は、と言っていました、国の対策が一本化されることは極めて少ない。その部分に関してはちょっと期待しづら

いところがあるので、むしろ道の単位でどのように横串を刺すかということを考えていかないといけないんじゃないかと思っております。

実際の各種レジャーの参加率なんですが、青いグラフが直接施設に足を運んでいる人たちの比率なんですが、赤いグラフが現在インターネットで購入している人で、競馬においてはインターネット投票の方が参加率が上がっています。公営は全てそうですね。宝くじも、いずれインターネットの比率が上がってくると思います。こういうふう考えた時に、全体で考えた場合は、インターネットの問題というのは非常に大きくて、なおかつカジノエリアの中でも現在、eスポーツのものが入ってきたりとか、スポーツベッティングが併設されたりとか、色んな形のコンテンツが入ってきて、今回日本でどういう形にするかというのも、今後はやはり世界の動きの中でこういうことを常に考えておかなければならないと思います。

ただ、一方で、問題のある人たちというのは、実は幅がものすごく広くて、ギャンブル依存症という言い方をされますが、かなり重度の人というのは、全体のプレーヤーの1%~3%くらいだろうといわれております。90%以上のプレーヤーというのは、ほとんど問題がなかったり、あるいは問題が起これば自然に止まっていくと。何らかの問題を持っている人たちが5%~10%くらいいて、この人たちも、何らかのきっかけを与える支援があるとかなり改善しているという報告があります。そう考えると、単に問題がある人・ない人というふうに、どこかで線を引くという考え方、依存症であるかないかという線の引き方は、実は対策上あまり意義がなくて、この人たちがどういう背景で、なんで問題を抱えているのか、どういう支援をしたらそこで止まるのか、また戻るのかということを考えていかなければならない。また、薬物やアルコールに比べて、実は問題を持っている人たちの自然回復率や、ケアによって回復する率はかなり高いというふうに言われていますので、支援は有効であるということはわかっております。

これは、世界で大体新しくIRに限らずカジノをつくっていて、海外で既にカジノがあるところが対策をリニューアルしている時に、大体やっている大きな流れです。日本は依存症対策ということで、重度の問題保有者をとにかく減らしましょうというようなことが盛んに言われていますが、そうではなくて、そもそもIRを新しくつくるにしても、今後色んな意味でギャンブル産業が他のところで発展していく、また新たなものが加わっていくにしても、まずは既存のものを予防する対策を、ひとつ大きな戦略を立てることが大事です。それによって、新規の問題保有者の発生を抑止します。そうすると、それは当たり前なんですが、軽度の問題保有者の対策の方が簡単なんです。というのは、特別なケアが必要なくて、専門家という、ギャンブル依存の専門家ではなくて、既に存在している人たちの連携や、戦略的にその人たちの役割を再配置することによって、かなり有効に対策ができることがわかっています。そうすると、軽症の人にまず働きかけることで、重度になっていく人たちの発生を抑止する、絶対数を減らしていきます。結局、そうすることでより浮かび上がった重度の人に、より積極的にエネルギーを使うという。シンガポー

ルはこのやり方をして、最終的に数値を落としていると。ただ、それだけではないです。あれにはもっと色々な手があってですね、そんな単純なものではないのですが、流れとしてはこういうふうな流れでやっています。

こういう国や道の考え方のアジェンダがありました。一つの問題が時系列化されていないと。戦略的に、どういう段階で、何をどのタイミングでやっていくということが、まず時系列でのプロットが戦略化されていないというのが今の時点では問題です。これは道だけではなくて、国もそうなので、これをぜひ考えないといけないと思います。

そして、対策というのは、必ず確実にこれだけの構造を持っていないとうまくいかない。これが世界最高水準ということを行っています。現在日本の対策を見て、世界最高水準のアジェンダという研究者は、残念ながらたぶん世界に1人もいないと思います。それはなぜかという、一番最初に言われるのは、対策の科学的根拠は何かと。それから、これを設定するエビデンスは何かと。そして、この対策が項目はたくさん並んでいるけれど、包括的に、なおかつ戦略的に構造化されていないと。そして、この対策はどのように役割分担、責任分担、費用対効果も含めて持続的に発展性を持つかというビジョンが明確でない。そして、どのようなステークホルダー、利害を含めた人たちがどのように連携・協力して先ほどのように展開していくかというプランニングが見えない。もう一つは、その効果や課題が検証されて、修正されていくシステムが明確ではないということ。大体どの方も「これが課題だよ」と。先週もラスベガスで対策の人に言われました。そうだろうなと思います。

このようなことを、一つは国がやらないといけないということと、ただし、これは自治体が事業者と一緒に組み上げなければならない部分と、その辺りは明確に役割を分担し、国がやってくれないのであれば、自治体はやってくれと言わないわけですし、そこは国持ちではだめだというふうに思います。こういう構造が最低限必要だということです。

そして、対策の指向性で、ここをちょっと整理しておかないといけないのは、依存症対策という依存症の人をどうするかとか、問題が起こったことをどうするかというような、また、それによる社会の害をどうするかというのは、起こってしまった人の影響を、また二次的な害を減らすというのは、実はハームリダクションという枠組にどちらかという入り込みます。厳密に言うと、ハームリダクションというのは元々薬物依存の人たちが、薬を使うことによって健康被害がどんどん出てきて、ただなかなか薬が止められない。その時に、HIVなど感染症の二次感染とか、そういうものをどうするかという、元々は注射器の交換から始まった概念です。新しい注射器を薬物依存の人たちに提供するというプロジェクトから始まった言葉ですが、その既に起こっている人たちはすぐには止まらないわけですね。この人たちの二次的な害をどう下げていくか、その人自身が社会的な問題や健康問題を大きくしていくのをどう止めるかというもの、これは個人の負の影響をどう低減すると。特に重度の方たちにはより必要になります。ただし、これは対策から言えば、先ほど言った全体のプレーヤーの1%程度の人たちなわけですね。それで、社会全体

で見た時、ギャンブル依存問題はこの人たちによって起こされているのかというところではないんです。トータルで見た時には、軽度のギャンブル障害の人たちの中で起きている問題の方が総量では多いわけですね。依存になっているからではなくて、元々持っている問題とギャンブルという習慣があまり良いマッチングではないために起こっている細々とした問題の方が、その地域社会には多いと。この事象を最小化するという総合的な対策がやはり必要になってくるわけです。

先ほどのお金の問題も相対的なもので、依存ではないんだけどストレスがかかっている人が、ポンと給料を使ってしまって5万円負けました、ということが起こった時に、そのことがきっかけで色々なことが家庭内で起こってくる可能性はあるわけで、こういう小さなトラブルの方がむしろ地域には多いわけですね。こういうことをまずさらっていく対策は何か。もう一つは既に起こっている重症化している人たちをどう減らしていくか。この2つの対策を同時に考えておかないといけないと。

そう考えると、やはりギャンブル依存の問題は、地域の公衆衛生のプロジェクトとして考えなければならない。これは事実上、海外の対策は元々数十年前に医者が病院からスタートしたんです。でも今は医療機関が中心になって対策をしている国なんていうのは、かなり社会主義的な国を除けば、ほぼ国家統制している国以外はないです。対策の先端は、パブリックヘルスのそれぞれの経済・住環境・教育・生活技能・福祉・医療、それぞれにまたがるコーディネートを民間が中心にやっていて、それに対して公的事業者が連携をすると。精神医療の出番というのは実はごく一部で、なぜならそこが出て必要支援がごく一部しかできないということが歴史上証明されているからです。そういう意味では地域でやる場合は、こういうコーディネートをしていく地域連携のセンター、実は保健所というのが元々日本にはあるわけで、これがいつの間にかどちらかという医療寄りになってしまっていますが、もっと統合的にもう一度この問題で役割を果たしてくれるといいんじゃないかなと思います。元々は役所に保健師さんがいたんですね。そういう時代を日本はかつて経験しているので、もう一度復活させるというのも有りなのかもしれません。色々そこはやり方があるということです。結果、ここを見ていただくと、ギャンブルの問題に対策をするということは、従来色んなところでこの問題を抱えるハイリスクの人たち、生活弱者、自分の支援につながる情報を持っていない困窮している人たちは、ギャンブルの問題だけではなく、アルコール、虐待、薬物等々、孤独死も含めて様々な社会的リスクを持っているわけです。この対策をすることによって、いかに地域の福祉のシステムとつなげていくかというのが、今後の肝になってくるのだというふうに思っております。

後は時間的な関係で参考になるんですが、世界では、こういうことを Responsible Gaming、「責任あるゲーミング」というフレームワークを、これが World Lottery Association という「世界宝くじ協会」がつくって、カジノ等をやっている自治体がこのフレームワークに沿って対策をやっております。これは最低限理解しておかないと、世界では少なくとも、このベースの理解をほぼ全ての関係者がしています。この中には10個

の項目がありまして、リサーチ、従業員プログラム、小売業者のプログラム、ゲームの設計、これは双方向になるのですがオンラインの対策、広告・マーケティングに対しての考え方。それから、プレイヤーの教育、先ほどもありましたが、遊ばせないのではなくて遊ぶことを前提に、どのようにリスクを下げていくかということをやると。そして、治療につなげていくこと。それから、利害関係者の連携ですね。そして、調査に基づいてレポートと評価によって修正をしていくと。こういうフレームワークが非常に重要だということになっております。

日本で考えた時に、これは僕がざっと書いたものなんですが、やはり予防と実際起きている問題の対策には実は随分色んな段階があって、これに全部国や自治体が出ると、項目だけが出てくる。そうではなくて、有機的にどう連携して、それを接着させて実際に動かすプロバイダは、誰がどういう形でやるか。その権限は公でやるか民でやるか。そういうふうなことを十分考えていかなければならない。特に日本でもしモデル化するのであれば、対策の段階が軽度の人からいうと、やはりそれぞれのところがやっていかないといけない。そうすると、結局は人をどう育てるかという話と、その人がどう持続的にサービスをできるシステムをつくるかということになっていきます。それは今テクノロジーの対策の技術論ばかりが盛んに言われていますが、最終的にはアナログの部分をちゃんとつくらないとだめだと思います。

そして、行政のサービスシステムは既に起こった問題に対してしか介入しません。病気も結果ですから。起こっていないことに対して今回、IRをつくる前から対策を開始しなければならないので、教育や福祉、地域の中の社会資源の役割の再統合、再配置というのが非常に重要になってくると思います。時間ですのでここまでにしたいと思います。ありがとうございました。

■小磯 修二 座長

どうもありがとうございました。多岐にわたる論点、しかもまた我々にとって大変考えさせられる多くの示唆をいただきまして、ありがとうございました。この後、全体で社会的影響対策の方向性について意見交換を進めていくわけですが、その前に今の西村構成員からの説明の内容について、ここがわかりづらかったとか、もう少し補足いただきたいなども含めて結構ですので、ご質問があればお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

■小林 良輔 氏

貴重なご説明、大変ありがとうございました。今のお話の中の最後の方なんですが、実際にギャンブル等依存症というのは行政の用語ということでしたが、そのようにならないための予防のところについて、もう少し詳しく教えていただければと思います。

■西村 直之 氏

この予防が実は地域文化と非常に大きく関係していて、例えばマカオという地域では、ギャンブルが非常に盛んですが、地元住民にはほとんど依存の問題が問題化していません。なぜかという、住民が何らかのカジノの産業に関わっている方たちが多くて、その従業員は自分のところのカジノ施設に入れたいんです。入れれば罰則があると。そうなる自然に行く人たちがいなくなっていくという。例えばそれも一つの予防だと思います。

それからやはり教育ですね。教育には2つの方向性がある、一つはリスクの教育ですね。こういうふうな問題、例えば依存というのが起こりますよというようなことをやっていく。ただ、恐怖教育という形ではなくて、この恐怖教育というのは子供たちは怖いものがやりたいというふうになるので、大人が危ない危ないと言うと、子供たちはむしろ行くということが起こってきます。これが薬物の防止教育で、効果が今まで出てこなかった最大の理由はそれだというふうに言われています。

一方で、今世界で行われているのは、遊びのリスク、「遊ぶんだったらこういうことをちゃんと知っておいてください」とか、それから「この遊び以外にももっとこういう遊びがあります」という、娯楽の教育においてリスクを教えるということですね。これは今の教育の中で非常に入れづらい空気になっていますが、非常に重要だと思います。

予防はなんとなくリーフレットを配るとかではなくて、ちゃんとパッケージ化することです。もう一つは生活困窮など、地域のハイリスクの人たちを同定し、対策することです。というのも、ギャンブルの最大の魅力は平等性なんですね。お金持ちもお金を持っていない人も確率によって同じように金額が得られるという格差の埋め合わせという願望が非常に強いので、貧困の人ほどお金の問題を起こしてしまうというパラドックスがあるわけです。そうすると、まず貧困の人たちをより重点的に対策する、またそういうふうには陥らないようにするためのセーフティネットの充実、これが予防としては最も重要だと考えています。

■小磯 修二 座長

ありがとうございました。よろしいでしょうか。他にご質問はありますか。石井構成員、お願いします。

■石井 至 氏

西村先生のご説明で、有害事象の最小化と有害事象の軽減というところで、重度の方が軽減で、軽度の方は最小化すべきというお話でした。小林構成員の質問とも被るんですが、さっきの例で「ストレスがかかってギャンブルで5万円使い込んだ」という話でいうと、そういうことの方が総量としてはリスクが大きいというのはその通りなんだろうと思うんですが、そういう例は啓蒙や啓発で防げるものなのでしょうか。

■西村 直之 氏

先ほど言ったように、啓蒙・啓発はギャンブルに特化した話ですね。今言った社会全体の最小化については、ギャンブルの問題に対する啓発ではなく、むしろ生活支援とか、もう少しベースにある、衣食住足りて礼節の話ですから、そういう部分のモラルレベルが上がっていくような地域づくりというふうなところが非常に重要で、そういう意味での教育が非常に重要になります。いわゆるギャンブルの教育というのは、その部分には直接は効果が期待しにくい部分もあります。ただ、勝てるんじゃないかと思ってちょこちょこギャンブルをしている人たちには「そうじゃないんですよ」ということを教えていくというのも重要になると思います。

■石井 至 氏

だとすれば、先生が仰った遊びのリスクをきちっと説明することを軽度の対策として具体的にやるべきことだと。

■西村 直之 氏

その一つになりますね。それが全てではないけれども、その中の一つの項目として非常に重要だというふうに思います。

■小磯 修二 座長

お聞きしたい点は多々あると思いますが、この懇談会としては、IRの中のカジノに対して、地域がどのような形で向き合っていけば良いのか、その方向性を探るということが命題ですので、一応稲村構成員と西村構成員のご説明をお聞きした上で、改めて今後の社会的影響対策をどういう方向で進めていけば良いのかというところで、お二方に対するご質問も併せて結構ですが、各構成員それぞれの現段階でのご意見を伺いたと思います。事務局の方には、今回お二方の専門家のお話を聞いて、改めて今後の対策についてどう考えていけばいいのか、その辺りについても少し率直なお考えも併せてこれからお聞きしていきたいというふうに思います。では、各構成員の方からご意見を伺いたと思います。石井構成員、いかがでしょうか。

■石井 至 氏

西村先生は「日本は世界最高水準というけれども、ギャンブル等依存症対策の基礎構造の7つをどれも満たしていない」というようなことを仰っておられたんですが、たぶん私が想像するに、シンガポールはこんなことをやっています、韓国はこんなことをやっています、アメリカはこんなことをやっています、というのをとにかく全部採り入れたから世界最高水準だと言っているのであって、仰るとおり、だから良いという話ではなく、逆にシンガポールにしても韓国にしても、アメリカにしてもマカオにしても、どこもこういう

基礎構造を理解した対策をしていないから、日本はそれを全部まねて統合してやっている
ので、まねている先が良くないという話じゃないのかなと思って聞いていました。せつか
く日本が取り組むのであれば、全てをカバーしたから世界最高だというのもいいんです
が、そうではなく専門家の方々から見ても体系的にもきちっとやっているということは何
かできればいいのかなとは思いますが、それが北海道という、47都道府県の中の一
自治体でどこまで取り組めるのかというところが、一大論点なのかなと思って聞いており
ました。

■小磯 修二 座長

ありがとうございます。まず順番にいきましょう。次に河本構成員、お願いします。

■河本 光弘 氏

私もお二人のお話を聞いていて、計画・対策が科学的じゃないということが一番の問題
なのかなと思っていました。例えば、道庁の資料「IRにおけるカジノ規制等について」、16
ページ目のところで、日本におけるギャンブル等依存症の状況が「久里浜医療センター」
の調査で出ていますが、これもなぜ北海道の数字がないのだろうかと疑問に思います。北
海道においてギャンブル依存症が疑われる者や、SOGS 5点以上の割合とか、そういう
比率が出てこない、例えばカジノができた後に、どのように依存症の割合が増加したの
かなど、現状とその変化というのが科学的にわからないのではないかと思います。まず北
海道の現状がどうなっているのかということ把握する必要があると思います。先ほど保
健福祉部から相談件数が出てきたかと思いますが、相談件数だけではわからないと思いま
す。まずは全道で、きちっと科学的に比較ができるような形で調査をする。そして、もし
それがシンガポールのように、カジノの開業後に依存症の比率が減っていれば、それは良
いと思いますが、その比率が増えているのであれば、その時は道として追加の規制をかけ
るなり、追加の対策、先ほど世界一の対策ということを言われておりましたが、世界一で
はなく宇宙一の対策を道の方でつくれば良いと思います。そこで、現状をまずは北海道に
おける依存症の状況を、そして人口が少ない問題もあって統計的に難しいのかもしれませんが、
立地地域が苫小牧であれば苫小牧周辺地域の依存症の状況等を調べ、カジノができた
後との比較がきちっと科学的に行えるようにすることが必要だと、お二人のお話を聞き
ながら思いました。ご説明いただきどうもありがとうございました。

■小磯 修二 座長

ありがとうございます。それでは小林構成員、お願いします。

■小林 良輔 氏

先ほど先生方が仰っていたとおりですが、今後ギャンブル等依存症の割合の変化がどう

なっていくのかという北海道としてのベースの数字がないので、少なくとも現状がどうなっているのか、特にI Rの導入が議論されている地域が現状どうなっていて、これからどうなっていくのかという数字的な把握、それと今後の検証が必要なのかなと強く感じたところです。

それともう一つ、ちょっと本筋から外れるのかもしれませんが、I Rについては道庁さんも仰っているとおり、I Rの効果を経済面において最大化する、そしてギャンブル等依存症などの弊害を最小化するという観点から、先ほど西村先生が仰っていたとおり、まずは依存症になるところの人を予防していくか、たぶんカジノを導入したときに、私も依存症の人はゼロではないと思います。たぶん幾ばくかの人になっていくのかなと思いますけれども、いかにそれを入り口の段階で最小化していくかというところが非常に重要なのではないかなと思いました。さらに依存状態になっていった人たちをどのように回復させていくのかという観点も必要なのですが、まずは予防していくということが重要なのではないかなというふうに思います。

■小磯 修二 座長

ありがとうございました。町野構成員、お願いします。

■町野 和夫 氏

資料2の4ページに、依存対策に関する多段階的な取組についての図がありますが、これは国の参考資料をベースとして作られたのかなと思いますが、公共政策としての整理と、事業者が取り組む規範というのは、今の西村先生のお話を伺うと誤解を招きかねないなと思います。まとめ直すのも大変なのかもしれませんが、せっかく西村先生に色々教えていただいたので、専門家が見て納得できる構造にしてみてもどうかというような気がしました。

それからもう一点、別の話になりますが、シンガポールは公用語が英語と中国語なので、言語の面では対応が難しくないのかもしれませんが、日本のI Rにおいて、お客さんももしかしたら従業員も中国語や英語を使う人が多くなることを考えると、今でも外国語対応は難しいと言われているので、依存対策というもっと複雑な問題への対応となると、かなり考えないといけないのではないかなという気がしました。

■小磯 修二 座長

ありがとうございます。事務局はいかがですか。稲村構成員、西村構成員のお話の中で、これから社会的影響対策の方向性を考えていく上で、少し基本的な視点についても道からお示しされた考え方についての対案的な考えも含まれたお話でしたが、その辺りをどのように受け止めておられるのかお聞きしたいと思います。

■横誘客担当局長

どうもありがとうございます。両先生からのお話を伺いまして、また、各構成員の皆様からのご意見をお伺いして改めて思いましたのは、我々はギャンブル依存症全体の問題と、IRを導入する際のカジノ規制の実効性をどう高めていくかということの両面から取り組もうという位置づけでありましたけれども、全く切り離して取り組む問題ではないということを当然のことなのですが、時間的なものも当然意識しないといけない中で、カジノの問題を考える前提として、ギャンブル依存症全体の問題を考えないといけないということを、特に今思っております。そういう意味では国がこれからギャンブル全体の対策の計画をつくって、それを受けて各都道府県で具体の計画をつくり、先ほどの科学的なエビデンスの話もありましたが、そういう対策を順次やっていくと、IRの速度と逆になるということもありますので、そこは我々道庁内の組織の連携も当然必要ですが、どこから始めるかということ意識して、もう一度考え直さなければならないと思います。

予防の部分については、ギャンブル依存症全体の部分でまず予防をしっかりやること、影響を最小化する大きな手段かなということですので、そこも考えていきたいと思っております。また、依存対策の基礎となるデータ収集の部分で、今回国全体の依存症の調査では、サンプル数が非常に少なく、道内でもこの中の何名かが取り上げられたという話を聞いておりますが、地域別のデータを国も示していませんので、やはりこうした形で私どももデータ収集を行う必要は当然あると思っております。そこは今後、保健福祉部と私どもの連携を通じて、どういう形で、どういうタイミングでやっていくか、また、国が今後ギャンブル等依存症対策全般の中での3年に1回、こういったデータ収集をやっていくということがありますので、その中で都道府県別の数字が出てくるのか、その辺りの情報収集をしながら取り組んでいきたいなと思っております。

■小磯 修二 座長

ありがとうございました。稲村構成員、西村構成員、改めてご説明いただきましてありがとうございました。最後にそれぞれ、北海道としてIRで問題を検討していく中で、社会的影響というものとどう向き合っていけばいいのか、方向性を改めて、構成員のお立場でお伺いしたいと思います。稲村構成員からお願いします。

■稲村 厚 氏

私は現場の人間としては、IRの議論をきっかけに、ギャンブル依存の話が俎上に乗ったということがある意味画期的というか、非常に期待をしておりますので、是非とも国に先駆けて、まさにモデル地区のような形でこの問題に地域で対応できるようなものを作り上げていただきたいなと思います。それは不可能な形ではなくて、むしろ都会よりは地域で、顔の見える関係の中で対策をとっていくというのは、現場としてはやりやすいのではないかなという期待を持っております。今後もお力になれることがあれば関わっていき

いと考えております。

■小磯 修二 座長

ありがとうございます。西村構成員、お願いします。

■西村 直之 氏

やはり国が何をやるか、自治体が何をやるかというのはなかなか難しいところもあります。ただ、対策というのは地域をリニューアルする、大きな福祉リノベーションのパッケージでもあるので、ぜひそこは意識してやっていくべきではないかと思います。IRでシंगाポールとかネバダとか言っていますが、その中で色々と考え方があると思うんですね。ぜひそこは一つのモデルをあまり極端にモデル化しすぎず、もっと自分たちの文化に合ったものは何かということを考えていただきたいと思います。

それから、先ほども言っているように、これは可能かどうかはわかりませんが、誘致を競っている自治体が、ばらばらに全然違うシステムをつくるということほど非効率なことではないので、せめて誘致自治体の中で、自治体が行う対策の基準骨格だけは「こんなふうと一緒にやりませんか」と言われた時に、そこはつなぎませんか、そういうくらいに、北海道にできるんだけど、トータルで見たときに日本の国益になるんだという大きなビジョンで、この問題を考えてもらえるといいのかなと思います。なかなか国からはそういうふうには動かないので、そういう視点ができてもらえればいいのではないかと思います。

■小磯 修二 座長

ありがとうございます。社会的影響対策ということで、今日は2名の専門家の方からお話を聞いた上で意見交換を進めさせていただきました。社会的影響対策の議論の難しさというのは、一つはIRのマイナス面としての社会的影響という視点での議論と、この機会にギャンブル依存という社会的問題をしっかり解決していく契機にしていきたいという流れ、それに対してどう向き合っていくかという2つの流れが個別ばらばらではいけないなと改めて感じました。ただし、どういう形で北海道が対応していけばいいのかというところで、今日の一つの方向性というのは、単に国の対策の受け身であってはならないということ、そこには北海道という地域の地域特有の課題もあれば、優位性もあると思うんですね。それをどういう形で活かしていきながら、IRの誘致という動きの中でのマイナス面の克服と同時に、この機会にギャンブル依存という問題をしっかり良い意味で地域として向き合っていくかが大事でしょう。その中で、あまり背伸びをした議論をしても私は意味がないと思うんですね。北海道という地域でこれまで積み上げてきた独自の経験というものもあります。稲村構成員からお話いただいたような、釧路地域では生活保護の問題を独自の地域ネットワークで解決していったという例など、色んな北海道という地域で持っている経験を積み重ねながら、どういう対策や対応ができるのか、この機会にしっかりと

議論をしていくことが大事ではないかなと、今日のお二方のお話、それから各委員のご意見を聞きながら感じたところでございます。

社会的影響対策の方向性について、これで議論を終わりいたします。他に何かございますか。もしよろしければ、議事の2点は以上ですが、それ以外に、I Rに関する議論の中で、全体を通じてご意見があればこの機会にお願いします。

■石井 至 氏

有識者懇談会は次回の4回目でとりあえず最後なんですよ。なので、4回目を見据えて議論をしていただきたいというか、論点があるのでご検討いただければと思います。

一つは、先々実際に北海道がI Rを誘致すると決めて、応募するといった段階に、実施方針や実施計画書の中に場所を書き込む必要があるので書き込むんでしょうけど、苫小牧なら苫小牧、釧路なら釧路ということで、RFP (Request For Proposal) をして、手を挙げる民間事業者を募集するわけですね。それでは北海道としてどの事業者にするかを決めて国に申請するということになると思うんですけど、その選定の方法が今の法律では2通りあって、一つは北海道庁で決めるという方法と、もう一つは北海道庁が協議会を設置して、そこには地元の市町村長と知事は必ず入りますが、協議会をつくって決めるという2通りでチョイスできるというふうに法律に書いてあると内閣官房の方に聞きました。決め方について先々どういうふうにしていくのか。やっぱり透明・公平・公正、出来レースはだめだというふうに内閣官房も言っています。今回の懇談会も、一般の方もマスコミの方もいっちゃって、隠し立てのない形でやっていますので、そういう決定プロセスをどうするかということをお考えいただきたいということが一点。もう一つは、その前の段階で、募集しますという前にはまず募集要項を作らないといけないんですが、その時には募集要項や実施方針を作り込む必要があって、往々にして世界的なコンサルに丸投げして作ってもらうという、噂ではそういう流れになっていて、実施方針を全国どこでも使えるような共通版を全国同じ料金で売るんだと思いますが、それだとうまくいかないのか、本日構成員の先生方から、せつかくだから地震の復興という対策を入れ込むとか、地域連携といった意見がありました。また、稲村先生の余暇の充実が依存症対策になるのであれば、I Rに余暇を充実させるようなアイデアを求めるなど、実施方針を決める時もこういう公開の場で意見を聞いてやる方が良いと思いますので、その2点についてご検討いただきたいと思います。

また、一例で言いますと、苫小牧のケースで言うと、新千歳空港から15分と言うけれど、それでは今ある自動車道をそのままみんな勝手に運転していくのか、あるいは苫小牧市の説明だと、たぶんアクセス道路を独自に引いてやるようなことも言っていたような気がするんですけど、そういうものも例えば大阪の場合は夢洲でやる時に、地下鉄1駅分の延伸が必要だから、そのお金も含めて事業者に払ってもらうんだということを大阪の関係者の方は仰るんですけど、北海道も新千歳空港から当該地までの道路整備を事業者已全部や

れと言って、本当にやってくれる事業者はあるのかなと思って心配です。また上下水道、特に下水道が大変だと思うんですけど、それも事業者に丸抱えでやってもらえるのか、みたいな話にすると、乗ってくれる人がいなくなってしまうんじゃないかと思っています。それはいわゆるPPPみたいな、そこを切り離して、上下水道だけをやってくれるような会社に手を挙げてもらって、その会社には利用料を払うことで回収してもらおう。アクセス道路も有料にしてそうやれば良いと思うんですが、そういうような細かいやり方を決めないと、それで誰かやってくれる人はいますかと募集した時に、そんなに大変だったらうちは呑めないよという話で、誰も応募してくれないということになるとちょっと恥ずかしいのではと思います。ですから、実施方針や事業計画書、募集要項を作る時が一番大事なので、そういう時に色んな方の意見を聞いて、色んな角度から見て漏れがないよう、ぬかりなく作れば良いというふうに思います。以上です。

■小磯 修二 座長

ありがとうございます。将来に向けての進め方という部分のご意見でしたが、もしコメントがございましたらお願いします。

■榎誘客担当局長

どうもありがとうございます。今回で3回懇談会を開催させていただきまして、今回は今までの議論を私どもで中間的に取りまとめてお示ししたいと思っておりますので、その中で先ほど石井構成員からご指摘いただいた部分も、まだ誘致するかどうかという判断は留保中ですが、誘致するに当たってはもちろんプロセスは大事になってきますので、そういった部分も基本的な考え方の中に何らかの形で参考にさせていただき採り入れたいと思っております。また、その中でご議論いただければと思います。

■小磯 修二 座長

いずれにしても、より透明性を持った進め方でこの問題を議論していくことはとても大事なことだと思いますし、これまでも有識者懇談会はできる限り透明性を図りながら議論を進めてきたという経過もあるので、その点への配慮は石井構成員からもご意見がありましたので、よろしく願いいたします。他にご意見はございますか。よろしいでしょうか。それではそろそろ時間になりましたので、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

3 閉会

■本間観光振興監

活発なご議論、ありがとうございました。本日皆様から頂戴したご意見につきまして、事務局にて取りまとめの上、次回の懇談会で示させていただきたいと思っております。な

お、次回の日程は現在調整中でございますので、また決まり次第ご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。